

with まちづくり協議会

# みんなで守谷の未来を紡ぐミーティング

令和7年8月2日



守谷市イメージキャラクター「こじゅまる」

# 今日の「めざすこと」

「守谷の未来」「まちづくり」に関する  
意見交換を通じ、自治基本条例策定に  
向けてのヒントを集める  
(特に〈住民参加〉や〈協働〉のあり方に  
関する思いや考えを共有し、深める)

# 今日の「すすめかた」

自治基本条例とは？  
守谷市における〈参加〉〈協働〉とは？



10年後の守谷の〈参加〉と〈協働〉の姿は？

# 今日の「なかまたち」

10年後の守谷の〈参加〉と〈協働〉の姿を  
描く人 = みなさん

お手伝い役  
進行：徳田太郎、記録補助：計6名

## 自己紹介をお願いします！

- ✓ グループ内で、お一人**30秒**程度で、  
以下の3点を聴きあい、  
拍手でリレーしましょう。
- ✓ お名前
- ✓ お住まいの地区
- ✓ この夏の過ごし方

# 自治基本条例とは

## 1 自治基本条例とは

### 自治基本条例とは

- 自治体の目指すべき姿と地方自治の基本的あり方を定めた条例です。
- 他の条例や施策の指針となることから、「自治体の憲法」とも呼ばれます。

## 2 自治基本条例制定の背景 ①

2000年(平成12年)

# 地方分権一括法の成立

(正式名称「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」)

…地方自治体と国の関係が大きく変化…



- ◎ 国、都道府県、市町村の関係は、「上下・主従」から、「対等・協力」に！
- ◎ 行政システムは、「中央政府主導」から、「地方主導」に！

## 2 自治基本条例制定の背景 ②

自治基本条例は、地方分権推進の流れの中で誕生・成長

地方分権改革により、国による中央集権型のシステムから、国と自治体の関係が対等・協力の関係に！

- ・自治体の自由度が高まると同時に、自治体の自己決定・自己責任の度合いも高まる。
- ・自治体は、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを自主的、自律的に進めていくことが、より一層求められる。

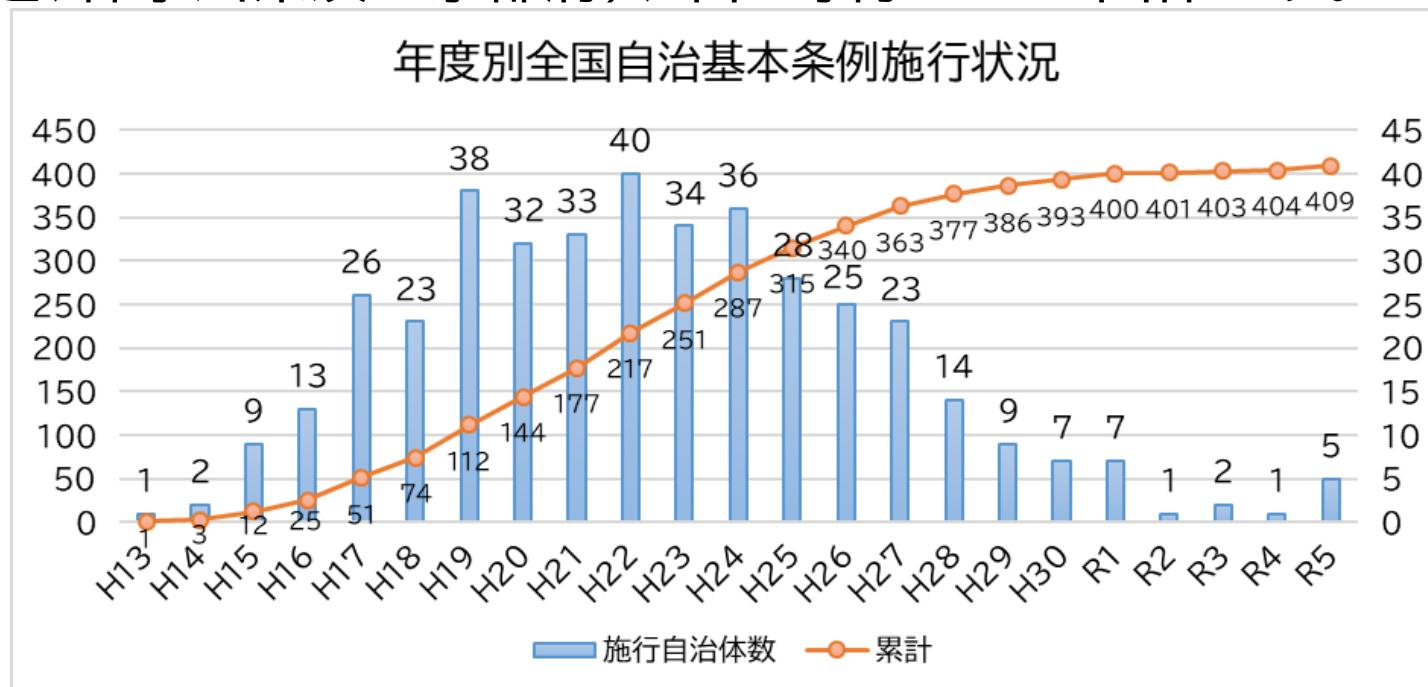


自治体の運営の基本ルールを、自治体自らが定めようとする取り組みが、スタート

### 自治基本条例の制定

### 3 全国における自治基本条例の制定状況

- ・地方分権一括法が施行された平成12年(2000年)に、全国最初のニセコ町条例が制定
- ・一般財団法人地方自治研究機構によると、令和6年4月1日時点で全国自治体で409団体(全団体に占める割合22.9%)の自治体で自治基本条例が施行されており、内訳は、道府県が3団体(北海道、神奈川県及び京都府)、市区町村が406団体です。



## 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定①

### 自治基本条例の意義

- ・様々な要因によって、社会経済情勢が変化しても変わることのない普遍的な考え方を自治基本条例で示すことは、どんな時代でも、まちづくりの主体は市民であることを明確にするとともに、真の地方分権を実現するためにも必要です。
- ・また、条例を検討する過程を通じて将来の地域像や自治体のあり方について住民と自治体が考える機会をもつという点でも、大きな意義があると考えています。



## 4 (仮称)守谷市自治基本条例の策定②

### 自治基本条例 策定の流れ

自治基本条例においては、まちづくりの基本理念、住民参加や協働のあり方などを規定することを予定しているため、策定の前段階において、ミーティング等を行い、市民の想いを広く集約します。

その後、ミーティング結果を参考に、条文等の検討を進め、来年度上半期の策定を目指します。

#### 【ミーティング開催予定】

開催時期：令和7年8月から9月まで

対象：①まちづくり協議会 ②各分野組織 ③市内児童・生徒  
④二十歳記念式典実行委員会 ⑤無作為抽出市民

## 今日のテーマ

- ✓ この後、自治基本条例策定に向けてのヒントを集めるために、  
10年後の守谷の〈参加〉と〈協働〉の姿を考えます。

## **守谷市における「住民参加」・「協働」**

計画・条例等	「住民参加」・「協働」の考え方
第三次守谷市総合計画	住民が主役の自立した地域づくりによる質の高い生活の創出
守谷市協働のまちづくり推進条例	「協働のまちづくり」とは、市民、市民公益活動団体、事業者、まちづくり協議会及び市がその自主的な行動のもとに、お互いに良きパートナーとして連携し、それぞれが自己の知恵及び責任においてまちづくりに取り組むこと
守谷市協働のまちづくり推進指針	協働のまちづくりの基本原則 ①情報共有の原則 ②対話と説明責任の原則 ③自主・自立・対等の原則 ④目的共有の原則 ⑤評価共有の原則
守谷市議会基本条例	市民意見を把握し、政策形成に反映できるよう、市民参加の拡充に努める
守谷市パブリック・コメント (意見公募)手続要綱	パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の市民への説明責任を果たすとともに、市民の市政への参画を促進し、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする

## 協働のまちづくりの基本原則(1)

①情報共有の原則	お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるのか、どのような団体がどのような活動をしているのかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。特に、行政が持つ豊富な情報は適切に公開されることにより、市が直面する課題に対して市民が自分たちの問題として関心を持つことが大切です。
②対話と説明責任の原則	まちづくりを進めるに当たり、市民や市など関係する主体は、積極的に対話をを行うことにより、目指すべき方向や実現するための方法等について共通認識を形成するとともに、お互いの理解と納得のもとで役割分担を図ることが大切です。特に市は、政策決定にあたり十分に説明責任を果たすことが必要です。
③自主・自立・対等の原則	協働のまちづくりとは、参加、又は参画を強制されたり、活動を一方的に押しつけられたりする関係ではなく、参加者が自主・自立し、お互いの立場や意見を尊重することが必要です。その上で、お互いの経験や能力が最大限に活用されるよう、対等な関係であることを自覚し、信頼関係を構築することが必要です。

## 協働のまちづくりの基本原則(2)

④目的共有の原則	円滑な取組を進めるために、目的を明確化し共有することで、それぞれが主体的に取り組むべき役割や一体となって行うべき内容などを整理することが必要です。また、協働は、課題解決の手段の一つであって、目的ではありません。協働のために事業を実施するということにならないようにしなくてはなりません。
⑤評価共有の原則	協働する者同士が、協働で行う事業又は協働のあり方・手法について、相互に評価・検証することで、信頼関係を深めることや質を維持・向上させることが必要です。

## 対話の進め方

- ✓ 「まとめる・決める」ではなく、  
「分かちあう・深める」ための話しあいです。
- ✓ 1回約15分の対話を、  
メンバーを変えながら、3回繰り返します。
- ✓ 思いや考えを次の対話に引き継ぐために、  
模造紙に、どんどんらくがきをしていきます。  
(いわゆる「発表」はありません!)

## 対話の進め方

- ✓ 発見と探究のために、テーマに集中しましょう
- ✓ 場に貢献するために、どんどん語りましょう
- ✓ 互いに理解するために、しっかり聴きましょう
- ✓ 知恵をつなげるために、らくがきしましょう

## 対話の進め方

- ✓ では、第1ラウンドです。
- ✓ 全員がマーカーを手にし、  
模造紙にらくがきをしていきましょう。
- ✓ 1回の対話は、約15分です。  
合図があったら、途中でも中断しましょう。

# 10年後の守谷の 〈参加〉と〈協働〉、 どうなっているといい？

## 対話の進め方

- ✓ では、第2ラウンドです。
- ✓ まずは、お一人30秒程度で、  
簡単に自己紹介をお願いします。
- ✓ 記録補助者は、そのテーブルでの対話の  
要点を、簡単に紹介しましょう(1分程度)。
- ✓ その後、さらにらくがきを増やしながら  
対話を深めましょう。

# 10年後の守谷の 〈参加〉と〈協働〉、 どうなっているといい？

## 対話の進め方

- ✓ では、第3ラウンドです。
- ✓ 記録補助者は、そのテーブルでの対話の要点を、簡単に紹介しましょう（1分程度）。
- ✓ その後、さらにらくがきを増やしながら対話を深めましょう。

# 10年後の守谷の 〈参加〉と〈協働〉、 どうなっているといい？

## 対話の進め方

- ✓ 最後に、個人でのまとめです。
- ✓ 10年後の守谷の〈参加〉と〈協働〉が、どのようなものとなっているとよいか、A4の白紙に、短い文章で、太く・大きく記しましょう。
- ✓ 上記を、グループの中で見せながら聞きあい、拍手でリレーしましょう。